

## 苫小牧市男女平等参画推進条例（案）の パブリックコメントの結果について

苫小牧市男女平等参画推進条例(案)について、平成18年9月25日から18年10月16日までパブリックコメントを実施いたしました。その結果、4件のご意見をいただきました。誠にありがとうございました。

その後、検討を重ね、最終条例(案)を12月議会に提案することになりました。

お寄せいただきましたご意見の内容と市の考え方を別紙のとおり掲載いたします。

平成18年12月5日

苫小牧市市民部女性政策課

## パブリックコメントの結果

### 意見 1

項目	ご意見の内容	意見に対する考え方
基本理念 (1) 男女の人権の尊重	<p>(2) 性別に起因するあらゆる暴力的行為を受けないこと、性同一性障害、ゲイ・レズビアンなどの同性愛者、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス（半陰陽、性分化障害）をもつ人も差別されないこと等、個人の尊厳が重んぜられることという表現にしていきたい。</p> <p>理由：原案では、性的マイノリティの中の一部「性同一性障害」だけを差別されている人ととらえ、残りの性的マイノリティへの差別を行政が認めるメッセージになる恐れがあります。好きになる恋愛の対象が、異性ではないという性に起因した差別を受けている人がとても多い社会です。男女共同参画社会は、性に起因した差別をなくしていくことですから、同性愛者やその他の性的少数者にも配慮した文章が必要であると考えます。</p>	<p>男女の人権の尊重に関して、ひとつの具体例を挙げたことにより限定される誤解が生じました。条例は、施策を進めるうえでの基本を示すものですからすべて該当する事項を挙げるということは適当ではないと考えます。</p> <p>性同一性障害等性的少数者について、「性別による差別的な取扱いを受けないこと」の対象に含まれるので、例示を削除したいと考えます。</p> <p>なお、今後、条例に基づく基本計画の策定を進めていくうえでご意見の内容について検討していきたいと考えます。</p>

## 意見 2

項目	ご意見の内容	意見に対する考え方
<p>基本理念 (1) 男女の人権の尊重</p>	<p>社会は男と女といった2極分化の構図に囚われがちで第三の性「セクシャルマイノリティ」といった視点に欠けている。日本は女性蔑視の社会構造が過去の歴史上において顕著でしたから、男女平等は当然成さなければならないと思います。そして、性別は男と女の二極分化ではなく、その間のグラデーションが一般的なのではないでしょうか。</p> <p>現在の社会において男と女ではなく一人の人間として考慮されなければ、社会はいつまでもたっても男女の呪縛から逃れられないであろうと思います。そして、女性蔑視と共にセクシュアルマイノリティはいつまでも社会の中で特異な存在として位置づけられ、軽蔑の対象として存在し続けるのではないのでしょうか。</p> <p>男女平等の基本理念そのものが、人としての存在ではなく、男と女という視点であり続ける限り、それを是正するのは至難であると思います。</p> <p>私のこうした基本的考えから次のように注釈も含めて表現していただきたい。</p> <p>男女の人権の尊重 男女平等参画の推進は、次のことを旨として行わなければならない。</p> <p>(1) 男女が性別による差別的な取り扱いを受けないこと、男女が性別に関わりなく個人として能力を発揮することのできる機会が確保されること等、男女の人権が尊重されること。</p> <p>(2) 性別に起因するあらゆる暴力的行為を受けないこと、性的マイノリティへの理解促進と性的マイノリティをもつ人も差別されないこと等、個人としての尊厳が重んぜられること。</p> <p>※注釈 性的マイノリティとは、性同一性障害、ゲイ、レズビアン、などの同性愛者、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス(半陰陽、性分化障害)などをいう。</p>	<p>(意見1に同じ)</p> <p>男女の人権の尊重に関して、ひとつの具体例を挙げたことにより限定される誤解が生じました。条例は、施策を進めるうえでの基本を示すものですからすべて該当する事項を挙げるということは適切ではないと考えます。</p> <p>性同一性障害等性的少数者について、「性別による差別的な取り扱いを受けないこと」の対象に含まれるので、例示を削除したいと考えます。</p> <p>なお、今後、条例に基づく基本計画の策定を進めていくうえでご意見の内容について検討していきたいと考えます。</p>

### 意見 3

項目	ご意見の内容		意見に対する考え方
	条例(案)	修正(案)	
まえがき	<p>誰もが個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を十分に生かすことのできる社会の実現は市民の共通の願いです。</p> <p>日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、わが国における男女平等の実現に向けた取組は、<u>国際社会と連動しながら着実に進められてきました。</u></p> <p>苫小牧市においても、これまで、女性の自立や地位向上を図るための<u>市民活動が活発に行われ、市としてもさまざまな施策を進めてきました。</u>しかし、男女の人権の尊重に関する認識がいまだに十分ではなく、性別による固定的な役割分担や、社会の慣習上での男女の不平等な対応は依然として根強く残っています。また、<u>少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会環境も大きく変化しています。</u></p> <p>私たちのまち苫小牧市が、さらに活力あふれる未来へとつながるためには、<u>職場や家庭、地域、学校などのあらゆる分野において男女が対等な関係で力を出し合い、それぞれが責任を果たし、その成果を分かち合うことのできる男女平等参画社会の実現が必要です。</u></p> <p><u>ここに、男女の人権が尊重され、男女が平等に暮らすことのできる社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。</u></p>	<p>誰もが個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を十分に生かすことのできる社会の実現は市民の共通の願いです。</p> <p>日本国憲法では、個人の尊重と法の下に平等がうたわれ、わが国における男女平等の実現に向けた取組は、<u>1975年国際婦人年を契機に(平等・開発・平和)を目指して取組が進められ、1985年男女雇用機会均等法・1995年世界女性会議で確認された行動綱領をうけ、政府は男女共同参画基本法を策定され、21世紀に向けての重大な成果であった。</u></p> <p>苫小牧市においても、これまで、女性の自立や地位向上を図るための<u>市民による啓発活動が活発に行われてきました。</u>市としても、<u>1991年婦人行動計画、2001年とまこまいプラン21と施策を進めてきました。</u>しかし、男女の人権の尊重に関する認識がいまだに十分ではなく、性別による固定的な役割分担や、社会の慣習上での男女の不平等な対応は依然として根強く残っています。また、<u>少子高齢社会の進む中家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会環境も大きく変化しています。</u></p> <p>私たちのまち苫小牧市が、さらに活力あふれる未来へとつながるためには、<u>職場や家庭、地域、学校などのあらゆる分</u></p>	<p>各箇所、具体的に説明する文章に修正のご意見をいただきました。市民によくわかる条例であってほしいという趣旨と思います。</p> <p>この条例は、国の男女共同参画社会基本法に基づき、地方自治体が行う施策の基本方針を示すものです。具体的事項については、基本計画に盛り込んでいくこととなります。また、条例の解説において、より理解していただけるように説明を加えたいと考えます。</p> <p>条例(案)に挙げていない事項で、市の責務の中に事業者の推進・努力状況の公表と表彰がありますが、状況の把握については、基本的施策の調査研究にふくまれています。また、表彰については、規定の定めなどもあり、推進事業を行っていくうえで検討していきたいと考えます。</p>

### 意見 3

項目	ご意見の内容		意見に対する考え方
	条例(案)	修正(案)	
前ページからのつづき		野において男女が対等な関係で力を出し合い、それぞれが責任を果たし、その成果を分かち合うことが、21世紀の重要課題である男女平等参画社会(男女の人権尊重)の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。	(意見3の最初のページにまとめています)
基本理念 (3)政策等の立案及び決定への平等参画	男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市の政策や事業者等の方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることを旨として行わなければならない。	男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市の施策や事業者等の方針の立案及び決定に、性別により排除されることなく参画する機会が確保されることを旨として行わなければならない。	
基本理念 (4)家庭生活における活動と他の活動の両立	男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が互いに協力し合い社会の支援も受けながら、子の養育や家族の介護、その他の家族としての役割を共に果たし、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の活動との両立ができるようにすることを旨として行わなければならない。	男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が互いに協力し合い社会の支援も受けながら、子の養育や家族の介護、その他の家族としての役割を共に果たし、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の活動との両立ができるように「一時保育・休日保育・放課後児童保育」をはじめ、環境整備につとめることを旨として行わなければならない。	
基本理念 (5)性と生殖に関する健康と権利	男女平等参画の推進は、男女が互いの性に理解を深め、性に関する個人の意志が尊重され、女性の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されることを旨として行わなければならない。	男女平等参画の推進は、男女が互いの身体の特徴を理解することが重要です。性に関する個人の意志が尊重され、生涯にわたり健康な生活を送るためにも、女性の性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行われなければならない。	

項目	ご意見の内容		意見に対する考え方
	条例(案)	修正(案)	
基本理念 (6) 国際的協調	男女平等参画の推進は、 <u>国際社会の取組と密接な関係であることから、国際的協調の下に行わなければならない。</u>	男女平等参画の推進は、 <u>国際社会の取組(平等・開発・平和)と連動し、動向を把握し取り組んでいく事が大切です。国際的協調の下に積極的に行われなければならない。</u>	(意見3の最初のページにまとめています)
責務 (1) 市の責務	市は、基本理念にしたがって、男女平等参画を推進するための総合的な施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、公表すると共に施策を実施しなければならない。 2 市は、男女平等参画の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図らなければならない。	市は、基本理念にしたがって、男女平等参画を推進するための総合的な施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、公表すると共に施策を実施しなければならない。 2 市は、男女平等参画の推進にあたっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図らなければならない。 3 市は、 <u>事業者の推進・努力の状況に応じ実績を公表すると共に、称える制度を設ける。</u>	
男女平等参画を推進するための基本的施策 (6) 調査研究	市は、男女平等参画の推進に関する施策について必要な調査研究を行うものとする。	市は、男女平等参画の推進に関する施策について必要な調査研究を行い、 <u>アンケート等の調査・研究を行い、必要に応じて結果を公表しなければならない。</u>	
男女平等参画を推進するための基本的施策 (8) 市民及び事業者に対する支援	市は、市民及び事業者が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	市は、市民及び事業者が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう <u>積極的に</u> 努めなければならない。	

項目	ご意見の内容		意見に対する考え方
	条例(案)	修正(案)	
男女平等参画を推進するための基本的施策 (10)財政上の措置	市は、男女平等参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	市は、男女平等参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。	(意見3の最初のページにまとめています)
男女平等参画を推進するための基本的施策 (11)苦情等の申出	<p>市民及び事業者は、市が行う男女平等参画の推進に関する施策に対する苦情があるとき、又は男女平等参画を阻害すると認められるものに関する相談があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、<u>苫小牧市男女平等参画審議会</u>の意見を聴くことができるものとする。</p>	<p>市民及び事業者は、市が行う男女平等参画の推進に関する施策に対する苦情があるとき、又は男女平等参画を阻害すると認められるものに関する相談があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、<u>苫小牧市男女平等参画審議会</u>の意見を尊重し慎重に対処することができるものとする。</p>	

## 意見 4

項目	ご意見の内容	意見に対する考え方
基本理念 (5)性と生殖に関する健康と権利	全体に条例は北海道の条例に近いものとなっていますが、「性と生殖に関する健康と権利」が条例案の基本理念とされていますが唐突な感じが否めないように思います。北海道では、基本計画で盛り込まれていたように思います。苫小牧市がこの条項を基本理念に盛り込む意義が今一見えてこないように思います。	「性と生殖に関する健康と権利」は男女の人権の尊重の重要課題として、地方自治体が条例を制定するときに、基本理念として挙げるが多くなりました。本市においても重要と考え基本理念に並べました。
基本理念 (1)男女の人権の尊重	(2)の「性同一性障害をもつ人」に関してあえてこのことを規定するのは例示の意味でしょうか。特定する必要であるという事であれば、このように個別の差別を盛り込む事で、他の個別の差別に対する条例上の対応も必要になるのではないのでしょうか。あえて特別に明記せず、(1)の本文「性別による差別的な取扱いを受けないこと」に含まれる具体的な例として説明の中で触れる方法もあると思いますが。	ご意見のとおり、性同一性障害をもつ人も性別による差別的取扱いを受けないことに含まれます。例示を出すことにより特定される誤解も生まれることから、解説で説明していきたいと考えます。
基本理念 (3)政策等の立案及び決定への平等参画	本文中「立案及び決定に参画する」は、「立案及び決定に平等に参画する」とするのがこの条文の趣旨かと思いますが。	ご指摘のとおり、平等を入れた方が的確と考えます。
情報を公表する際の留意	「情報を公表する際の留意」に関して、本文中の「過度な性的表現」は適当でしょうか、なかなか難しい表現が求められると思いますが、やはりこのような表現になるのでしょうか？	「過度な性的表現」は、受取る側の個人差もありますが、むやみに性を強調する表現をしないようにということから用いました。しかし、ほかの表現を検討します。
男女平等参画を推進するための基本的施策 (4)市民及び事業者の理解を深めるための措置	「市民及び事業者の理解を深めるための措置」に関して、本文中「あらゆる分野において・・・講じなければならない」と強く義務付けております。趣旨はその通りだと思いますが、具体的にどのように実行されることを想定されているのでしょうか？なかなか難しいことのように思うのは思い過ごしでしょうか？	これまでも市の総合的計画である「とまこまい男女共同参画プラン21」を進める中で、各分野の担当において理解を深めるための情報提供などが行われていますが、この条例に市民、事業者の責務を定めていることから、事業者も対象とした法律や制度の周知方法、講演会の開催等を検討していきます。